

JR北伊予駅自由通路の整備を 推進します

JR北伊予駅自由通路の整備については、平成26年7月に町議会に特別委員会が設けられ、事業費や費用対効果などについて議論されたところです。

松前町としても、さまざまな検討や考察を行ってまいりましたが、JR松山駅付近連続立体交差事業による車両基地・貨物駅の移転に伴う周辺整備の補助制度を活用し、左記の通りJR北伊予駅自由通路の整備を実施する方針を固めました。

今後、関係者や関係機関と協議を進め、平成30年度の完成を目指してまいります。補助制度を活用するための期限が近付いており、今回の判断をしたことに関して、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

松前町長 **岡本 靖**

▼整備を行う理由

①地域分断の解消と賑わい創出
自由通路を整備することで、JR予讃線による地域の分断の解消、将来の北伊予駅周辺の賑わいの創出ができると考えられるため。

②利便性向上と安全性の確保
自由通路は、北伊予駅利用者の利便性の向上と、安全性の確保に役立つ施設であるため。

③補助制度を活用できる機会
実施に当たって、国・県からの補助金や、有利な地方債の借入ができる今なら、実質的な町の負担がかなり軽減されることから、北

伊予地域をはじめ、松前町の将来の発展のためには、有利な補助制度を活用できるこの機会に整備しておくことが、ベストの選択だと判断したため。

▼当初の計画との相違点

①自転車用スロープを取りやめ
設置が予定されていた自転車用のスロープを取りやめ、歩行者専用にすることで事業費を抑制。

②エレベーターの設置
高齢者や障がい者などの利便性を高めるため、設置を検討。

③まちづくり課土木係

☎985-4123

義農祭が**変**わる。

松前町 × 中高生で生み出す新しいカタチ

子どもも、大人も、集まれ

4月23日(土)

平成27年度に行われた「作兵衛子供会議」での、中高生の皆さんの提案を受け、義農祭が生まれ変わります。

松前・岡田・北伊予の3校区の枠を越え、中高生らによる特産のはだか麦を使ったブースやナイトイベントなどの新しい催しで、子どもから大人まで楽しむことができます。

日時 4月23日(土) 10時～20時

場所 義農公園

内容 式典、中高生による「はだか麦を使ったブース」
義農祭初のナイトイベント(18時30分～)

※詳細はホームページに掲載します。

大募集

祭りに参加したい町内の中高生

出演・出展・ボランティアスタッフの参加希望者は、お問い合わせを。

体感セヨ。
義農スピリッツ。

☎総務課企画政策係
985-4103

4月から
国民年金保険料が変わります

平成28年度の保険料は、月額1万6260円です(前年度より670円引き上げ)。

▼保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる「納付書」で、毎月の保険料を翌月末までに納めます。納付場所は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

また、前納を利用すると保険料が割引になります(下表参照)。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

申請を希望する人で、前年度に学生納付特例制度が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証(または在学証明書)、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可)を持って申請手続きをしてください。

●松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

町民課住民係

☎985-4106

◎前納による割引後保険料

28年度	1カ月分	6カ月分		1年度分	
	保険料	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	16,260円	97,560円	—	195,120円	—
6カ月前納	—	96,770円	790円	193,540円	1,580円
1年前納	—	—	—	191,660円	3,460円

※6カ月前納の1年度分は、6カ月ずつを2回に分けて納付した場合です。

平成28・29年度分
後期高齢者医療保険料が変わります

平成28・29年度の愛媛県後期高齢者医療保険料が改定されました。改定後の保険料は、次の通りです。

◎28・29年度保険料(1人あたり年額)

「均等割額+所得割額」

※所得割額は「基礎控除(33万円)後の総所得金額」×所得割率で算定

	28・29年度	26・27年度
均等割額	46,308円	45,231円
所得割率	9.16%	9.05%
限度額	57万円	57万円

◆被用者保険の被扶養者だった人の軽減 制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

▼社会全体で支えている制度

後期高齢者医療制度は、医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費(国・県・市町の負担金)約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが負担する、社会全体で支えている制度です。

医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。中でも、被保険者の保険料をできる限り軽減するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合では、県財政安定化基金を活用して保険料を改定しています。

一人一人の健康管理や適正受診への取り組みが医療給付費の増加を抑えますので、ご協力をお願いします。

●愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎911-7733

保険課保険料係

☎985-4227

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料(税)額決定までは、2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

●保険課保険料係(保険料のこと)

☎985-4227

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 どの月も原則 平成28年2月と同額
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料(税)額 一仮徴収納付額
12月	
29年2月	

●税務課町民税係(税のこと)

☎985-4110

平成28年度
納税の期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月2日	4月25日
	2	8月1日	7月25日
	3	12月26日	12月26日
	4	H29 2月28日	H29 2月27日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月27日
	2	8月31日	8月25日
	3	10月31日	10月25日
町県民税	4	H29 1月31日	H29 1月25日
	第1・全期	8月1日	7月25日
	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月26日
国民健康保険税	4	10月31日	10月25日
	5	11月30日	11月25日
	6	12月26日	12月26日
	7	H29 1月31日	H29 1月25日
	8	2月28日	2月27日
	9	3月31日	3月27日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

●税務課管理収納係 ☎985-4109

確定申告が間違っていたら...

▼税額を多く申告していた

税務署にある更正の請求書で訂正します。平成27年分確定申告の更正の請求期間は、申告期限から5年以内です。

▼税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった

修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▼確定申告を忘れていた

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。

●松山税務署(自動音声案内)

☎941-9121

税務課町民税係

☎985-4110

【事業主の皆さんへ】

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

●税務課管理収納係

☎985-4109

平成28年度 水道検針・集金事務委託者

	委託者名	担当地区
検針員	黒瀬 志穂	宗意原・今新開
	大石 知津	北黒田・宗意原・新立
	山本 巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
	楠野 千恵子	北黒田東・新立・宗意原
	稲場 真由美	神崎・塩屋(一部)
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
	高橋 季美枝	筒井・塩屋(一部)
	戎屋 多恵子	筒井
	矢野 ちさと	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
川中 知枝	永田・東古泉・大溝	
集金員	森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
	松本 正子	新立・宗意原
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋南
西森 文子	北黒田東	
大野 光	新立(駅東)	

●上下水道課水道業務係 ☎985-4133

春の全国交通安全運動「わたろうかいそぐ気持ちにブレーキを」 子ども・高齢者の交通事故を防止しましょう

4月6日から15日まで、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に、春の全国交通安全運動が行われます。

運動の重点は、次の通りです。この機会に、普段の交通ルールを見直し、一人一人が「思いやり」と「譲り合い」の心を持って、悲惨な交通事故を防止しましょう。

◆重点1 自転車の安全利用の推進

- 次の5つを守りましょう。
- ①車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者を優先し、車道寄りを行
- ④安全ルールを守る
- ・飲酒運転、二人乗り、並進禁止
- ・交差点の信号遵守と一時停止、安全確認
- ・夜間はライト点灯
- ⑤子どもはヘルメット着用

◆重点2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車に乗るときは、運転席はもちろん、助手席、後部座席もシートベルトを締めましょう。チャイルドシートも正しく設置して、子どもの大切な命を守りましょう。

◆重点3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。お酒を飲めた人や同乗者も罪に問われることがあります。「地域」「家庭」から飲酒運転をなくしましょう。

●ゾーン30を設置しました

広報まさき2月号でお知らせしていた、筒井・浜・西古泉の一部を、最高速度時速30キロメートルに規制する「ゾーン30」の設置工事が完了しました。区域内は制限速度を守り、交通事故防止に努めましょう。



ゾーン30の区域には、路面表示や標識を設置していますので、確認してください。

伊予警察署

町民課コミュニケーション係
☎982-0110
☎985-4228

合併処理浄化槽の設置補助金を交付します

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲取りから合併処理浄化槽に設置替える人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

▼対象者

- 次の全てを満たす人
- ①下水道整備事業計画区域でない地域に設置する人【左図参照】
- ②平成28年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人
- ※29年3月15日までに町の完了検査を受けること。
- ③町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
- ④浄化槽関係法令を遵守する人

補助金額	
5人槽(転換)	332,000円
7人槽(転換)	414,000円
10人槽(転換)	548,000円
5人槽(新築)	267,000円
7人槽(新築)	331,000円
10人槽(新築)	439,000円

※補助金額は変更することがあります。

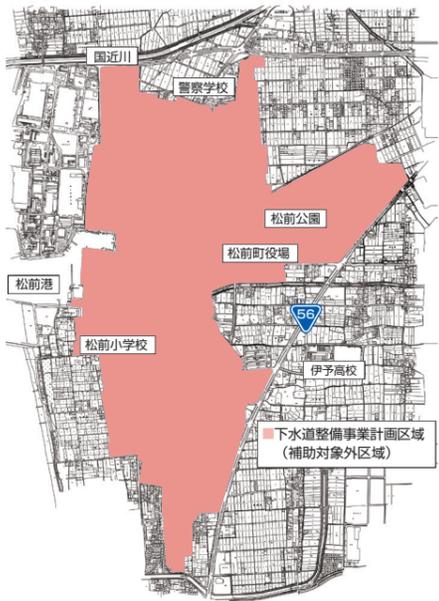
▼申請期間

4月1日(金)から随時

▼申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、上下水道課下水道業務係

☎985-4126



給食センター業務の一部を民間委託します

平成28年4月から、給食センター業務のうち、調理・配送・洗浄の業務を民間委託します。

従来からの献立作成、食材購入、アレルギー対応など他の業務や、給食内容や質の確保は、これまで

同様に、町が責任を持って行います。



学校教育課
給食センター係
☎984-1786

4月1日から 障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月1日(金)から交付します。

▼対象者

- 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人
- ※町外の施設入所者は対象外
- ①身体障がい者手帳(1級〜3級)
- ②療育手帳(A・B)
- ③精神障がい者保健福祉手帳(1級・2級)

▼申請手続き

安心して農地の貸し借りを

「後継者不足」や「高齢化」などの理由で農地を貸したい人と、「機械の効率的な使用」や「経営規模の拡大」を希望している人との間で安心して農地の貸し借りをを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。

▼貸し借りのメリット

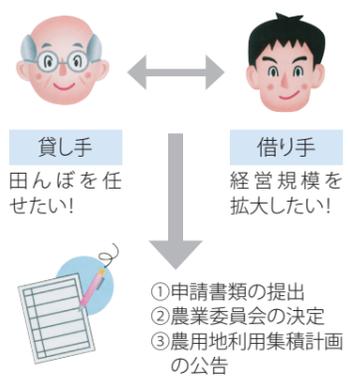
- ①貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる
- ②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が来る
- ③期間満了後の離作料は不要
- ④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など

▼受付期間

4月1日(金)〜28日(木)

農業委員会事務局

☎985-4131



生ごみ処理容器などの購入を補助します

町は、生ごみ処理容器などの購入に対し、補助金を交付しています。

▼補助対象・額・限度数

補助対象	補助金額	補助限度(1世帯)
電気式生ごみ処理機	購入価格の1/2(上限20,000円)	5年間で1基
生ごみ処理バケツ	購入価格の1/2(上限3,600円)	3年間で2基
生ごみ処理容器		

*予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者

- 次のいずれも満たす人
- ①町内に在住し、家庭で適切な使用・管理・処理ができる人
- ②町税、介護保険料、後期高齢者

▼請求の手続き

決定通知書が届いたら、商品を購入してください。その後、請求書に領収書を添えて補助金を請求してください。

※申請書などは、町ホームページからダウンロードできるほか、町民課で配布しています。

町民課ごみ対策係

☎985-4117

土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。

1 境界問題と登記の相談

土地家屋調査士ボランティアグループ主催で相談を行います。

▼日程 隔月第4火曜日

▼内容 境界や登記など土地のこと

2 住まいの相談

松前町ボランティア建築士グループ主催で相談を行います。

▼日程 毎月第2火曜日

▼内容 耐震工事など住宅のこと

1 2 共通事項

▼場所 庁舎1階ロビー

▼まちづくり課計画建築係

☎985-4124

◎境界問題と登記の相談日程表

10:00~12:30	12:30~15:00
4/26 井早 耕治	西田 孝二
6/28 本馬 泉	大政 晋
8/23 西田 孝二	井早 耕治
10/25 大政 晋	本馬 泉
12/20 西田 孝二	井早 耕治
2/28 大政 晋	本馬 泉



庁舎の正面玄関を入ってすぐの場所で行っています。看板が目印です。

◎すまいの相談日程表

9:30~12:00	13:00~15:30
4/12 篠原 治行	松下 弘
5/10 川中 英明	茂川 俊英
6/7 武智 清	窪田 博文
7/12 大政 晋	篠原 治行
8/9 松下 弘	川中 英明
9/13 茂川 俊英	武智 清
10/11 窪田 博文	大政 晋
11/8 篠原 治行	松下 弘
12/13 川中 英明	茂川 俊英
1/10 武智 清	窪田 博文
2/14 大政 晋	篠原 治行
3/14 松下 弘	川中 英明

木造住宅を所有している人へ

耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

1 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を助成します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計(補強箇所の設計図書を作成)を無料で行います。

▼対象住宅 次の全てを満たす住宅

- ① 町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ② 併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
- ③ 二階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの

※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外

▼対象者 住宅の所有者

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止

するため、次の費用を助成します。

- ・新立・本村の一部地区 土地を寄付してもらったことで町が除却するために要する費用。
- ・人口集中(DID)地区 除去する工事の費用。

▼対象建物 次の全てを満たす建物

- ① 指定区域内で、昭和56年5月31日以前に着工された建物
- ② 敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物

▼対象者 建物除却の権限を持つ人

1 2 共通事項

▼受付期間 4月11日(月)～29年1月20日(金)

※受け付け先着順。申請前に、事前に窓口で相談してください。

▼まちづくり課計画建築係

☎985-4124

平成27年度

宝くじ助成事業で整備

永田地区に獅子舞一式、宮太鼓、法被、テントなどの祭り用具が整備されました。



町民課

コミュニティ係

☎985-4228